

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳の交付処分に係る障害等級認定の変更（より上位の等級への変更）を求める審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項の規定に基づいて、平成30年8月21日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付処分のうち、請求人の下肢機能の障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害程度等級（法施行規則別表第5号（以下「等級表」という。）によるもの。以下「障害等級」という。）を4級と認定とした部分（以下「本件処分」という。）を不服として、これをより上位の等級に変更することを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、おおむね以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

ガンの手術をした結果、右足の後遺症により麻痺が残り、あまり歩けなくなったため、駅までタクシー券が必要である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項の規定を適用し、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成 31 年 2 月 5 日	諮問
平成 31 年 3 月 18 日	審議（第 31 回第 1 部会）
平成 31 年 4 月 18 日	審議（第 32 回第 1 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法 15 条 1 項は、手帳の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えてその居住地の知事に対して行う旨を定め、同条 4 項は、知事は、同条 1 項の審査に基づいて審査し、審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が法別表に掲げるものに該当すると認めたときは、申請者に手帳を交付しなければならないと定めている。

法施行規則 5 条 1 項 2 号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を規定し、同条 3 項は、障害の級別は等級表により定めるものとし、等級表においては、障害の種別ごとに 1 級から 7 級までの障害の級別（障害等級）が定められている。

- (2) 東京都においては、手帳の交付申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びに該当する場合における障害の種類及び障害の程度の別についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成 12 年東京都規則第 215 号）及び同規則 5

条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成12年3月31日付11福心福調第1468号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準8条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（以下、同解説を「等級表解説」という。）、手帳の交付申請に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

そして、処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法15条1項の趣旨からして、提出された診断書に記載された内容を資料として判断を行うものと解される。

ただし、診断書に記載された医師の意見（法15条3項の意見）は、診断に当たった医師の意見であり、最終的には処分庁が当該意見を踏まえつつ、診断書の記載全般を基に、客観的に判定を行うべきものである。

2 本件処分について

そこで、本件診断書の記載内容を前提として、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下検討する。

- (1) 本件診断書の「障害名」（別紙1・I・①）に「右下肢機能障害」と「原因となった疾病、外傷名」（別紙1・I・②）に「右大腿神経麻痺」と記載され、「参考図示」（別紙1・II・一）には、右下肢に感覚障害及び運動障害があることが示されていることから、本件障害は下肢機能障害のうち、右下肢の機能障害として認定するのが相当である。
- (2) 等級表が定めている肢体不自由のうち下肢機能障害に係る障害等級において、本件障害が該当する可能性がある一下肢の機能障害に関係ある部分を抜粋すると、以下のとおりである。

級別	肢 体 不 自 由
----	-----------

下 肢 機 能 障 害	
3 級	3 一下肢の機能を全廃したもの
4 級	4 一下肢の機能の著しい障害
	5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの

そして、等級表解説第3・2・(2)・イ・(ア)によれば、障害等級3級の「一下肢の機能を全廃したもの」とは、「下肢の運動性と支持性をほとんど失ったものをいう」としており、具体的な例として、「下肢全体の筋力の低下のため患肢で立位を保持できないもの」等をいうとしている。

また、等級表解説第3・1・(4)によれば、「等級表解説において挙げた具体例の数値は、機能障害の一面を表したものであるもので、その判定に当たっては、その機能障害全般を総合した上で定めなければならない」としており、その具体的な例として「単に片脚起立が不可能であることのみを以っては、一下肢の機能全廃とは認定しない。」としている（別紙2参照）。

(3) 以上を前提に、以下、本件障害の程度について検討する。

本件診断書によれば、「動作・活動」の欄（別紙1・Ⅱ・二）のうち、「座る 足を投げ出して 正座、あぐら、横座り」及び「公共の乗物を利用する」はいずれも×（全介助又は不能）、「二階まで階段を上って下りる」及び「屋外を移動する」は△（半介助）であり、「歩行能力及び起立位の状況」欄（別紙1・Ⅱ・三）は、「歩行能力（補装具なしで）」及び「起立位保持（補装具なしで）」はいずれも「不能」と記載されているものの、「いすに腰かける」、「座位又は臥位より立ち上がる」及び「家の中の移動」は○（自立）と記載されており、自立性が一定程度認められる。

さらに、本件診断書の「関節可動域（ROM）及び筋力テスト（MMT）」（別紙1・Ⅲ）の右下肢の筋力テスト（MMT）の欄の記載をみると、右股関節及び右膝関節の可動域に一定の制限が認められる

ものの、右足関節の可動域には制限が認められない。また、右股関節の筋力テストは全て×（筋力が消失又は著減（筋力0，1，2該当））とされているものの、右膝の筋力テストは屈曲が△（筋力半減（筋力3該当））であり、右足の筋力テストは底屈、背屈ともに○（筋力正常又はやや減（筋力4，5該当））であることから、筋力も一定程度保たれていることが認められる。

以上の本件診断書の記載内容を、認定基準及び等級表解説に照らし、請求人の下肢の機能障害全般を総合した上で判断すると、請求人の右下肢機能障害（本件障害）は「一下肢の機能を全廃したもの」（3級）までに至っているとは認められず、「一下肢の機能の著しい障害」（4級）相当であると認められる。

- (4) そして、処分庁は、本件障害について、認定審査会に2度にわたり審査を求めた上で、本件処分を行っていることが認められる。
- (5) 以上のとおり、請求人の下肢機能障害（本件障害）は等級表の「一下肢の機能の著しい障害」（4級）に該当するものであると認められることから、本件障害の程度は、右下肢の機能障害（4級）と認定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張に対する検討

請求人は、上記（第3）のことから、本件処分の違法、不当を主張するが、処分庁の判断に違法又は不当な点がないことは、上記2のとおりであるから、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われて

いるものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙1及び2 (略)